

の優先順位を定めることができないときは、国税徴収法第26条の規定を類推適用する。

1 優先順位の確定している債権の先取

労働保険料等、国税及び地方税並びに私債権に対して常に優先する債権についてまず配当するが、これらの債権間の優先順位は次に掲げるところによる。

第1順位 強制換価の手続の費用又は直接の滞納処分費（国税徴収法9、10）

第2順位 強制換価の場合の特例の適用を受ける酒税、その他の消費税並びに木材取引税及び軽油取引税（国税徴収法11、地方税法13の3④）

第3順位 留置権によって担保される債権（国税徴収法21）

第4順位 賃借権者の保護のための前払賃料（国税徴収法59③④）

第5順位 租税等に常に優先する先取財産によって担保される債権（国税徴収法19）

2 公租公課の私債権への配当

前記1に定める金額を控除した金額については、公租公課の法定納期限等と担保権の設定（登記等を対抗要件としない質権等）、登記等（抵当権等）、譲渡（抵当権が譲渡前からあるとき等）又は成立（先取特権等）の時期と比較して、それぞれ労働保険料等、国税及び地方税並びに私債権に充てるべき金額の総額を定める。

3 公租公課への配当

前記2により公租公課に充てる金額として定めた総額について、国税の公課に対する優先（国税徴収法8）、差押え先着手（国税徴収法12）、交付要求先着手（国税徴収法13）及び担保を徴した国税の優先（国税徴収法14）に関する規定又は地方税法のこれらに相当する規定（地方税法14、14の6、14の7、14の8）及び公課の徴収に関する根拠法のこれらに相当する規定による順位に従い、配当すべき金額を定める。

4 担保権付私債権への配当

前記2により私債権に配当すべき金額の総額について、民法その他の特別法の規定に従い配当すべき金額を定める。

労働保険

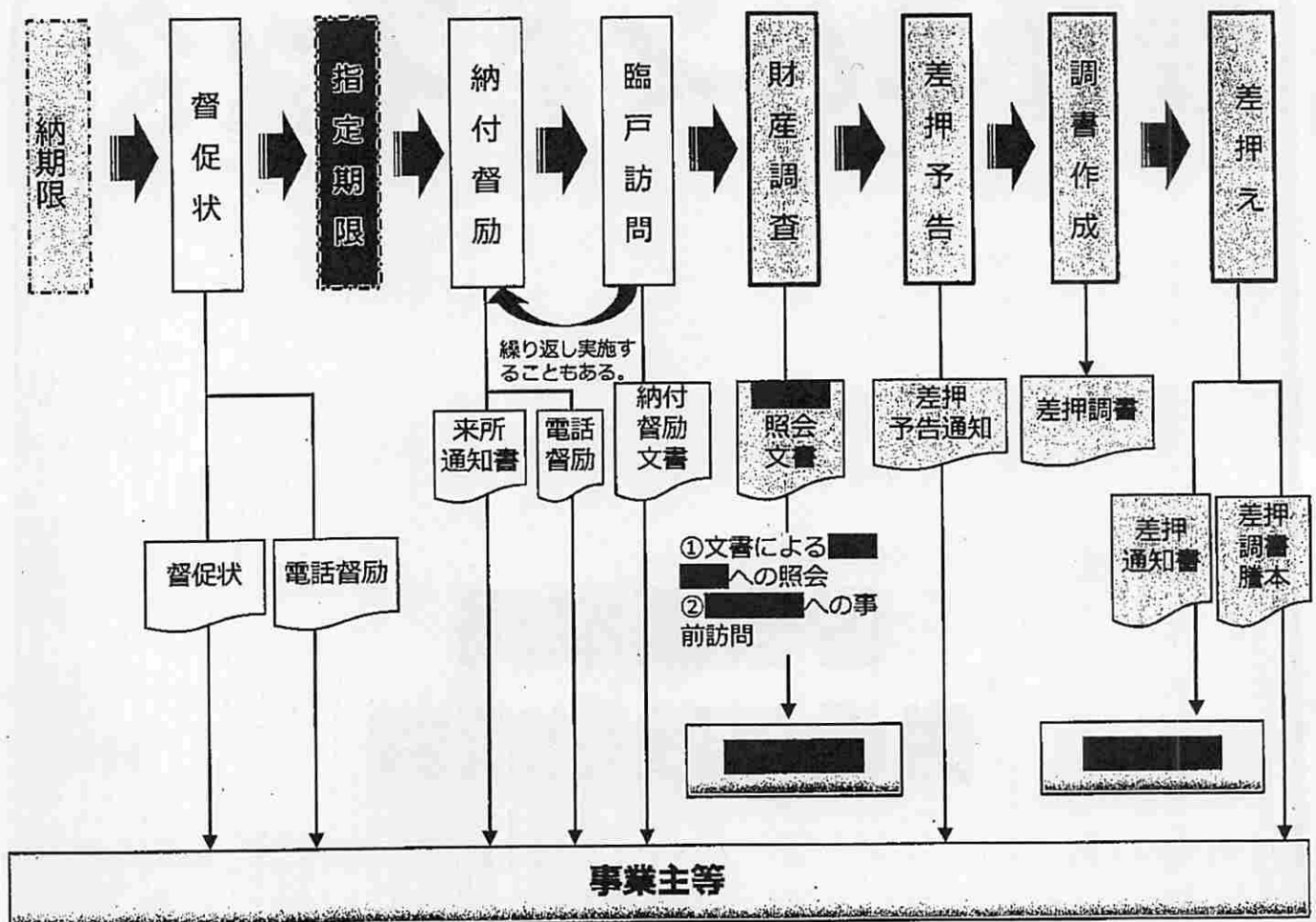
差押え口座振替

労働基準局
労働保険徴収課

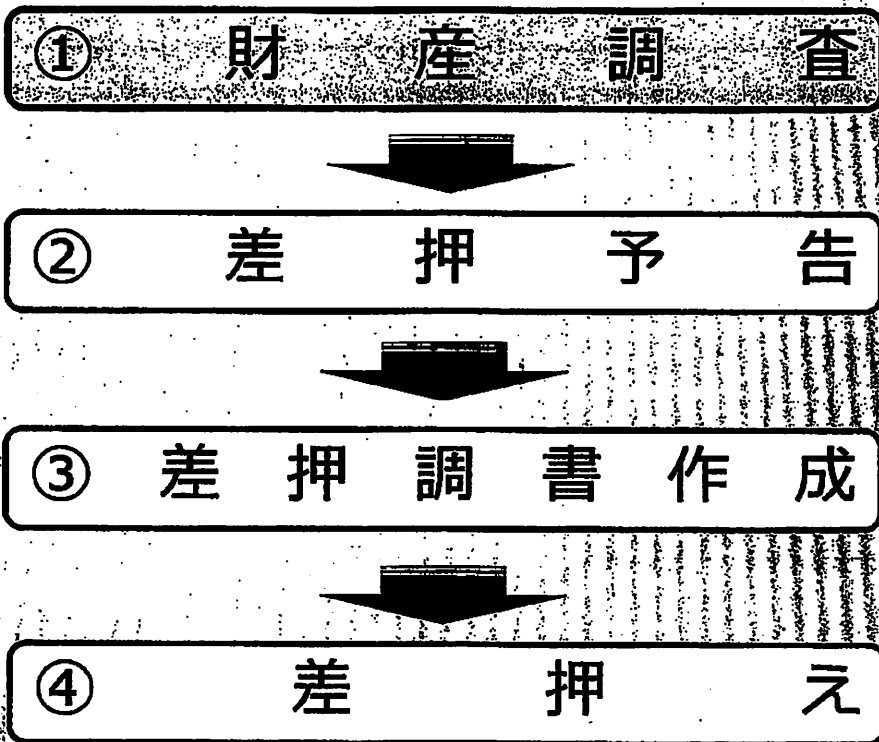
滞納整理の流れ

労働保険料等を納期限までに完納しない場合には、督促状により納付を督促する。督促は差押えの前提要件である。

財産調査は差押えの対象となる財産の発見等を行う上で重要な手続であり、差押えは対象となる滞納者の財産について、処分を禁止し、換価できる状態におくことを目的とする。



① 財産調査



██████████ 調査

██████████
██████████
██████████
██████████
██████████

※ 郵送ではなく、██████████への臨場による調査も可能（臨場による調査の流れは、P35～36 ④差押え（██████████での流れ）①～⑤参照）。

郵送による██████████は以下の手順で行う。

- ① ██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████

※ ██████████への照会文・回答文例は次頁参照。

[redacted] 照会文例

(局発番号)
平成〇年〇月〇日

〇〇 [redacted] (又は [redacted]) 〇〇 [redacted] 殿

〇〇労働局長
〇〇 〇〇

[redacted] の財産調査について (照会)

[redacted] と取引関係にある下記の者について、労働保険料の徴収等に関する法律第27条3項、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により滞納処分を行う必要がありますので、国税徴収法第141条の規定により財産調査を行います。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、[redacted] の状況を〇月〇日までにご回答くださるようお願いいたします。

記

[redacted] 住(居)所
氏名
(代表者)

調査項目

1. [redacted]
2. [redacted]
3. [redacted]
4. [redacted]
5. [redacted]

回答文例

平成 年 月 日

労働局長 殿

の財産調査について (回答)

平成 年 月 日付け (局発番号) により調査依頼のあった内容
について、下記のとおり回答します。

調査項目

1.

2.

3.

4.

5.

20160331

①財産調査 ([REDACTED] 調査)

[REDACTED]

[REDACTED]

20160331

①財産調査 ([REDACTED] 調査)

[REDACTED]

[REDACTED]

(照会に当たっての注意事項)

◎

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

◎

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

◎

[redacted]
[redacted]

◎

[redacted]
[redacted]
[redacted]

◎

[redacted]
[redacted]

[redacted] から回答された内容について、以下に注意して確認を行う。

(確認内容)

◎

[redacted]
[redacted]

◎

[redacted]
[redacted]
[redacted]

◎

[redacted]
[redacted]
[redacted]

([redacted] の種類)

主に次の種類があり、差押えを執行しても履行
(換価) できる時期が異なる。

- ◎ [redacted]
[redacted]
- ◎ [redacted]
[redacted]
- × [redacted]
[redacted]
[redacted]
- ◎ [redacted]
[redacted]
- ◎ [redacted]
[redacted]

■■■■調査

■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■

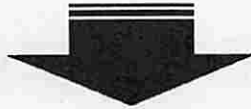
■■■■の調査は以下の手順で行う。

① ■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■



② ■■■■
■■■■
■■■■

③ [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]



④ [redacted]
[redacted]



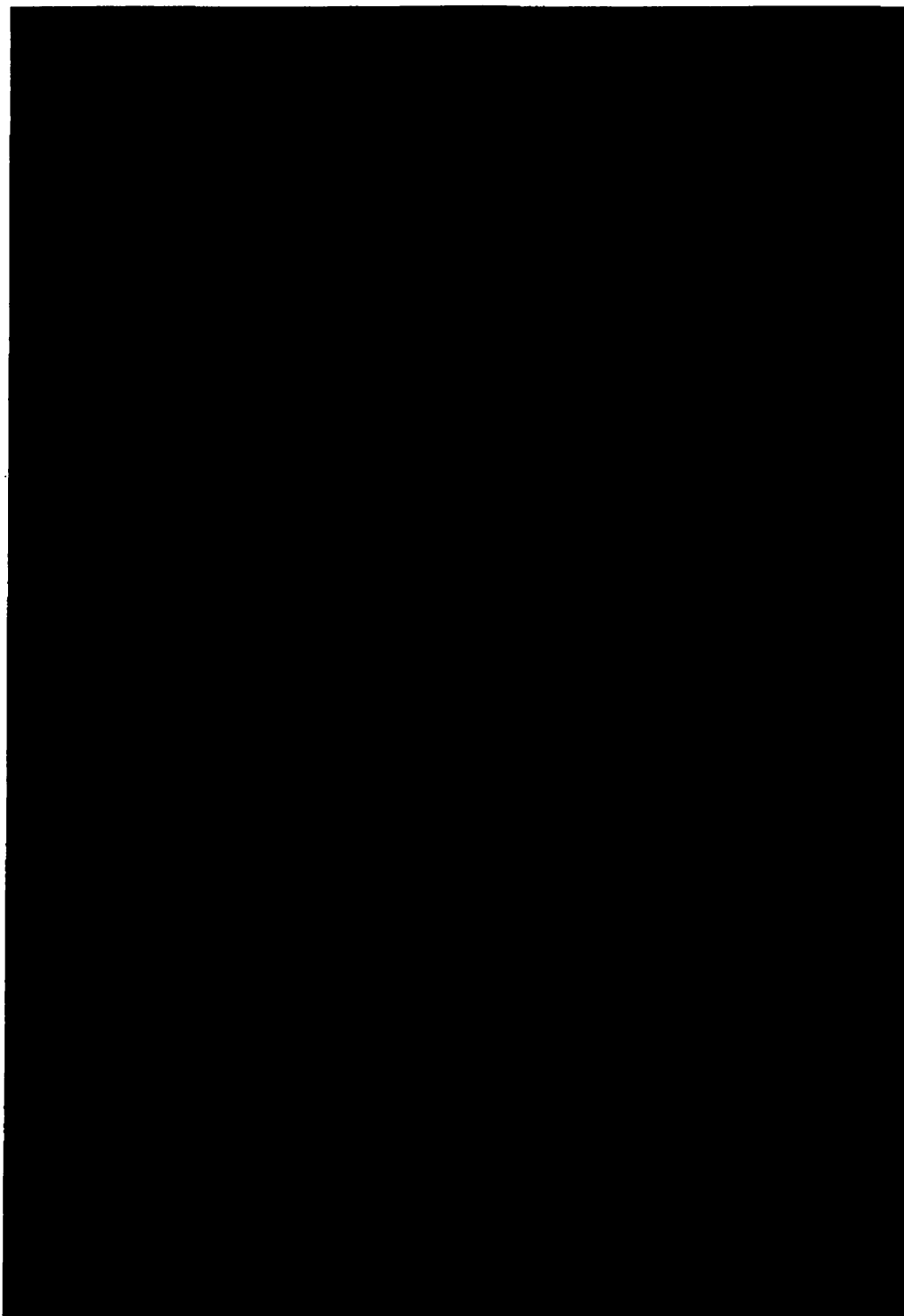
⑤ [redacted]
[redacted]

※ [redacted]
[redacted]

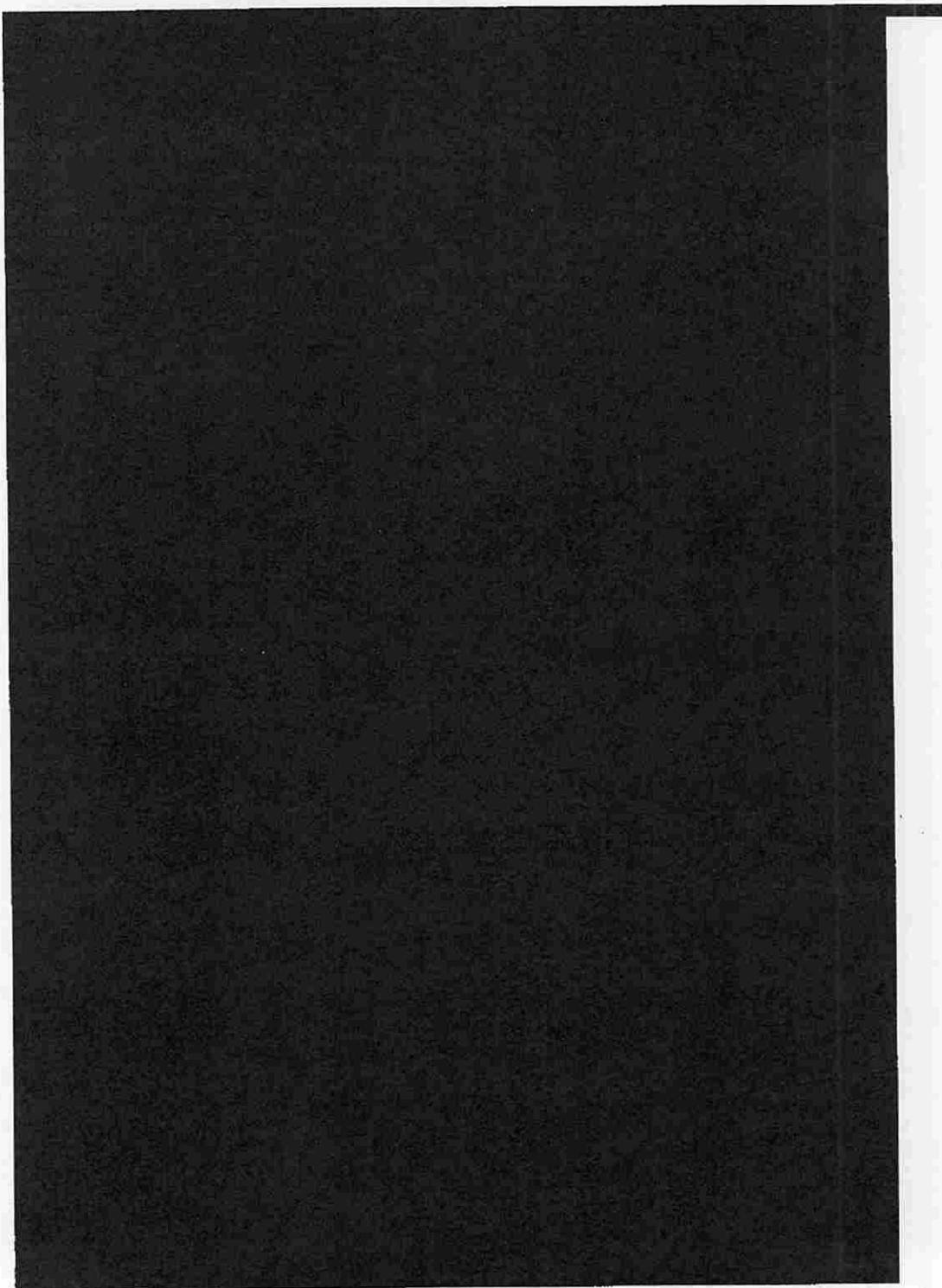
20160331

①財産調査 (■■■■調査)

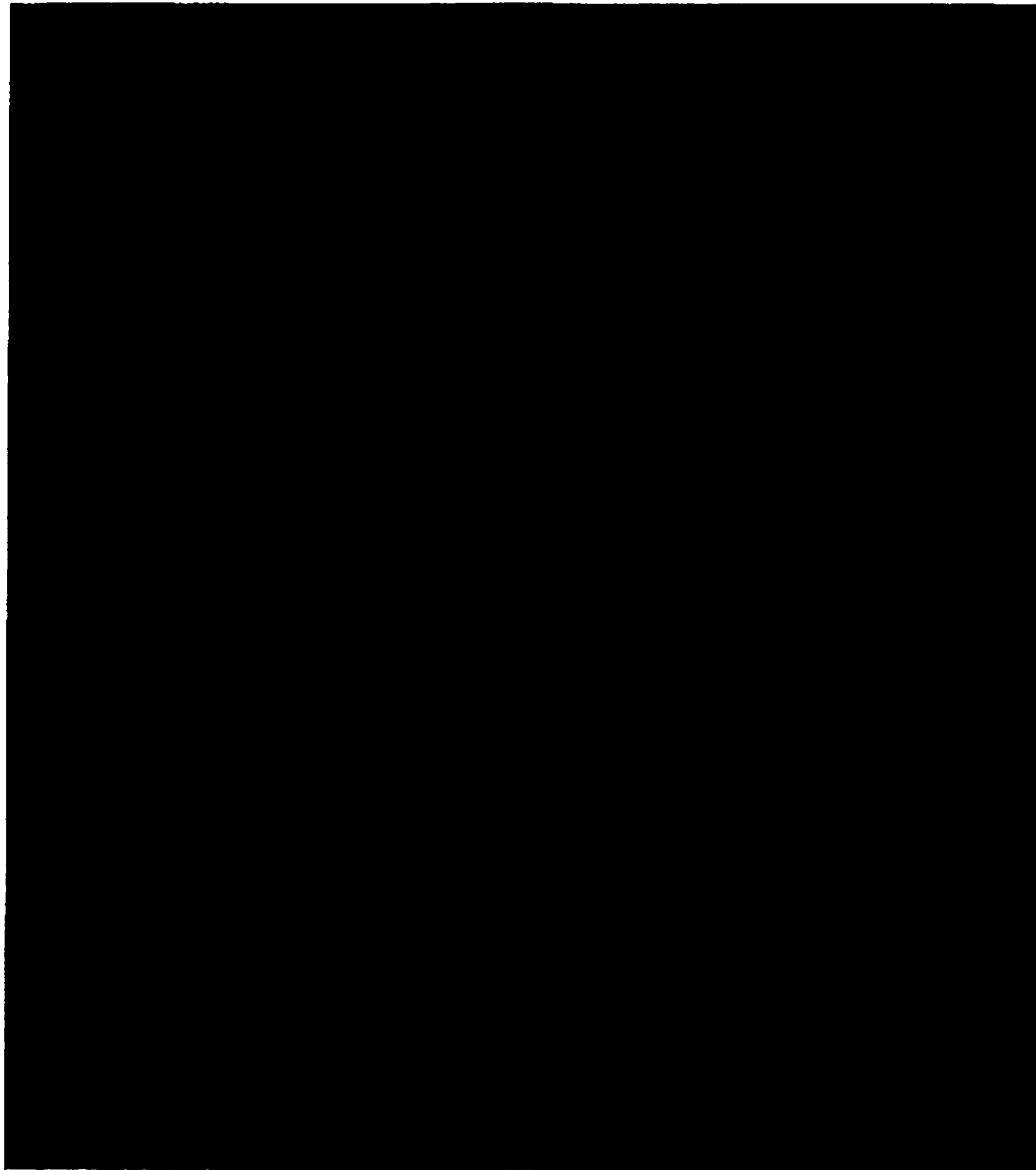
■■■■ 照会文例



■■■■回答文例 (1 枚目)



■■■■回答文例 (2枚目)



②差押予告

① 財 産 調 査



② 差 押 予 告



③ 差 押 調 書 作 成



④ 差 押 え

差押予告通知書の作成

差押予告通知（催告）は差押えの要件ではないため、必ずしも送付を行う必要はないが、6ヶ月以内に差押えを行う場合に限り、時効中断の効果があるため、時効が差し迫った状況下においては有効な手段となる。

- ※ 差押予告通知（催告）自体に時効中断効果はないので、6ヶ月以内に差押えない場合は時効が中断されないことに注意。
- ※ 差押予告通知の記載例については次頁参照。

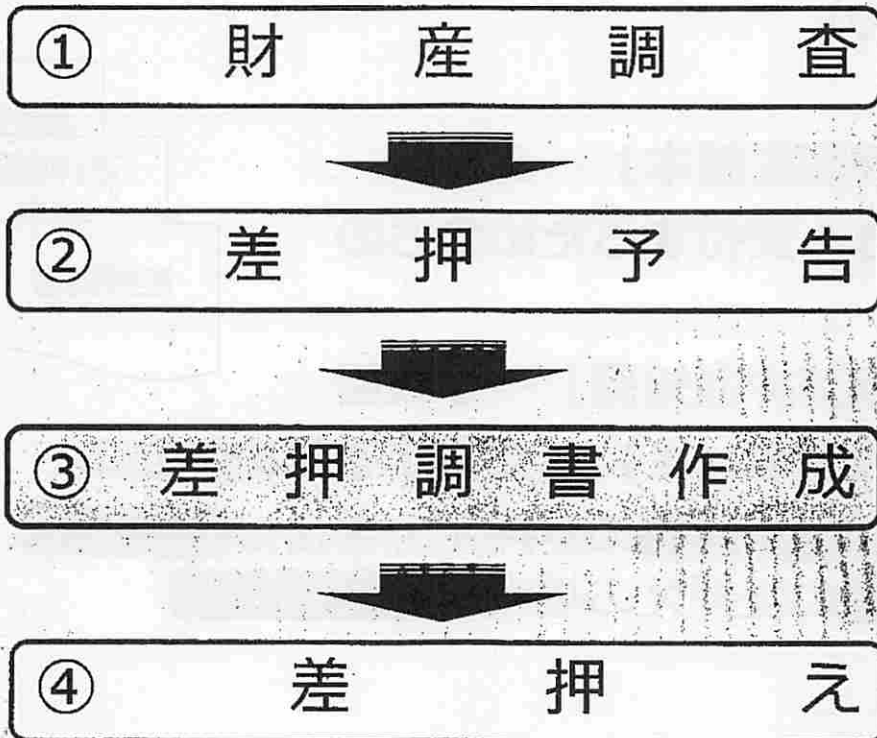
20160331

②差押予告

(注意事項)

- ◎ 受け取り拒否により返戻された場合は、直接出向いて交付するか、不在の場合は差置を行う。

③ 差押調書作成



差押調書作成

差押えの事前準備として、滞納様式第4号「差押調書(債権用)・差押調書謄本・債権差押通知書」を作成する。

滞納様式第4号は3枚複写で作成する。

差押調書等の記載例については次頁参照。

◎「差押調書(債権用)」…1枚目

労働局で保管(差押の事跡を記録証明するためのもの)

◎「差押調書謄本」…2枚目

滞納者へ交付するためのもの

◎「債権差押通知書」…3枚目

第三債務者(※)へ交付するためのもの

※ [] の差押えの場合は []、 []
[] の差押えの場合は []



差押調書 (1枚目) 記載例

差押調書に、滞納者の氏名、住所、差押えに係る保険料等の年度、区(期)分、納付期限及び金額、差押財産の名称(口座番号等)、数量(差押金額)を記載する。

滞納様式第4号(縦用)

整理番号	XX-01	差 押 調 書			労働保険特別会計					
平成 XX 年 XX 月 XX 日										
〇〇労働局 厚生労働事務官 〇〇 〇〇 ㊟										
下記の滞納額を徴収するため、下記の財産を差し押えましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条第3項、石綿による健康被害者の救済に関する法律第39条第1項及び国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。										
滞納者 (債権者)	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇			労働保険番号	府 県	所 轄	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
	氏名又は名称	株式会社 〇〇〇〇				X X				
滞納 金 額	年 度	区(期)分	納 期 限	保険料・一般拠出金	追 徴 金	延 滞 金	滞 納 処 分 費		備 考	
	XX	全	XX・7・10	XXX,XXX X,XXX		要す	円 円		延滞金が未確定の場合 は「延滞金」欄に「要 す」と記載する。	
差 押 債 権	債 務 者	住 所 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇			氏 名					
	[Redacted]									
履 行 期 限		差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:) ㊟				債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:) ㊟				

備考「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄は、件内の上限に労働保険料に係る額を、一般拠出金に係る額を記入すること。

(この処分に関する不届がある場合について)

1 あなたがこの処分について不届があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から、処分があった日から1年を経過した場合は除きます。

2 また、この処分に対する取消訴訟は、この審査で60日以内に提起することができます(徴収が)

3 なお、処分取消訴訟は、審査請求に対する取り消しを要し、損害を避けるため緊急の必要

90日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることが

、処分があった日から1年を

要する者は法律大臣

った日から30日を経過した日から1年以内

空欄のままとする(差押え後に滞納者に差押調書謄本を交付した際に記名・押印してもらう)。

空欄のままとする(差押え時に [Redacted] に差押通知書を交付した際に記名・押印してもらう)。

差押調書謄本 (2枚目) 記載例

差押調書謄本は、差押調書と複写により作成する。

滞納様式第4号(複写用)

整理番号	XX-01	差 押 調 書 謄 本				労働保険特別会計					
平成 XX 年 XX 月 XX 日											
この差押債権の取立その他の処分を禁じます。											
〇〇労働局 厚生労働事務官 〇〇 〇〇 ④											
下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押えましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条第3項、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項及び国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。											
滞納者 (債権者)	住所	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇				労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
	氏名又は名称	株式会社 〇〇〇〇					X X	X X	X X	X X	X X
滞納金額	年度	区(期)分	納期限	保険料・一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費		備考		
	XX	全	XX・7・10	XXX,XXX X,XXX		要す	円 法律による金額 円				
									の差押えを 行う の名称・ 住所を記載する。		
差押債権	債務者	住所 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇				氏 名					
履行期限		差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 平成 年 月 日				債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 平成 年 月 日					
		(:) ④				(:) ④					

※滞納(滞納処分費)欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄は、枠内の上段に労働保険料に係る額を、下段に一般拠出金に係る額を記入すること。

(この処分に関する事項について)

1 あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、処分があった日から1年を経過した場合は除きます。)

2 また、この処分に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合は除きます。)

3 なお、本分の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、本分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

差押通知書 (3枚目) 記載例

債権差押通知書も、差押調書と複写により作成するが、上部の債務者欄には複写されないため、中段の債務者欄と同内容 () の名称・住所) を追記する。

滞納様式第4号(債権用)

整理番号	XX-01	債権差押通知書				労働保険特別会計			
債務者		平成 XX 年 XX 月 XX 日							
住所		〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇							
氏名		〇〇労働局 厚生労働事務官 〇〇 〇〇 〇〇 (印)							
下記の滞納金額を徴取するため、下記債権を差し押えます。差押債権は、下記履行期限までに当 なお、この通知書を受けた後は、債権者に支払っても、その支払は無効です。									
滞納者 (債権者)	住所	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇	府県	所轄	管轄	基幹番号	枝番号		
氏名又は名称	株式会社 〇〇〇〇	労働保険番号	X	X	X	X	X	X	X
滞納金額	年度	区(期)分	納期限	保険料・一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費	備考	
	XX	全	XX・7・10	XXX,XXX X,XXX		要す	滞納による金額		
差押債権	債務者	住所	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇		氏名				
履行期限	差押調書原本(滞納者あて)を受領しました。 平成 年 月 日				債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 平成 年 月 日				
	(:) ①				(:) ②				

備考「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄は、枠内の上段に労働保険料に係る額を、下段に一般拠出金に係る額を記入すること。

【この処分に関する事項について】

- あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、処分があった日から1年を経過した場合は除きます)。
- また、この処分に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合は除きます)。
- なお、処分取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から32ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

の差押えの場合の差押調書謄本記載例

の場合の差押調書謄本もと同様に、差押調書と複写により作成する。

滞納様式第4号(縦横用)

整理番号	XX-01	差 押 調 書 謄 本				労働保険特別会計				
平成 XX 年 XX 月 XX 日										
この差押債権の取立その他の処分を禁じます。										
〇〇労働局 厚生労働事務官 〇〇 〇〇 (印)										
下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押えましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条第3項、石綿による健康被害者の救済に関する法律第38条第1項及び国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。										
滞納者 (債権者)	住所	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇				府県	所轄	管轄	基幹番号	校番号
	氏名又は名称	株式会社 〇〇〇〇				労働保険番号	X	X	X	X
滞納金額	年度	区(期)分	納期限	保険料・一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費		備考	
	XX	全	XX・7・10	XXX,XXX X,XXX		要す	円 円			
滞押債権	債務者	住所	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇				氏名	〇〇〇〇株式会社		
履行期限										
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:) (印)					債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:) (印)					

備考「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄は、枠内の上段に労働保険料に係る額を、下段に一般拠出金に係る額を記入すること。

(この処分に関する事項について)

- あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、処分があった日から1年を経過した場合は除きます。)
- また、この処分に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を待たずに、国を被告として(所長に対して国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合は除きます。)
- なお、処分の実行訴訟は、審査請求に対する裁決を待たずに行うことができますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を待たないことが正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を待たずに提起することができます。

の差押えの場合の差押通知書記載例

の場合の債権差押通知書もと同様に、差押調書と複写により作成するが、上部の債務者欄には複写されないため、中段の債務者欄と同一内容 () を追記する。

滞納様式第4号(債権用)		債権差押通知書				労働保険特別会計			
整理番号	XX-01	平成 XX 年 XX 月 XX 日							
債務者		住所 □□県□□市□□ ○-○-○		氏名 □□□□株式会社		股		〇〇労働局 厚生労働事務官 〇〇 〇〇 ⑧	
滞納者(債権者)		住所 □□県□□市□□町 ○-○-○		氏名又は名称 □□□□株式会社		労働保険番号		府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号	
						X X X X X X X X X X X X X X X X X X			
滞納金額	年度	区(期)分	納期限	保険料・一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費	備考	
	XX	全	XX・7・10	XXX,XXX X,XXX		要す			
差押債権	債務者	住所 □□県□□市□□ ○-○-○			氏名 □□□□株式会社				
履行期限		差押調書原本(滞納者あり)を受領しました。 平成 年 月 日				債権差押通知書(第三債務者あり)を受領しました。 平成 年 月 日			
		(:) ⑧				(:) ⑧			

番号「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
 「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄は、枠内の上段に労働保険料に係る額を、下段に一般拠出金に係る額を記入すること。
 (この欄に不明がある場合について)
 1 あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、処分があった日から1年を経過した場合はできません)。
 2 また、この処分に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を待たずに、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります)、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合はできません)。
 3 なお、処分を取り消すには、審査請求に対する裁決を待たなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から30日を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他の裁決を待たないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を待たずに提起することができます。

④差押え

① 財 産 調 査



② 差 押 予 告



③ 差 押 調 書 作 成



④ 差 押 え

差押え時の携行品

差押えのため [REDACTED] に出向く際は、以下のものを
持参する。

(必ず持参する必要があるもの)

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]
- ⑤ [REDACTED]
- ⑥ [REDACTED]
- ⑦ [REDACTED]
- ⑧ [REDACTED]

20160331

④差押え (差押え時の携行品)

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

20160331

④差押え (差押え時の携行品)

(必要に応じて携行するもの)

■

■

■

[REDACTED] での流れ

[REDACTED] での流れは以下の手順で行う。

① [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]



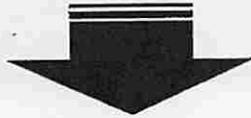
② [REDACTED]



③ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

④差押え ([redacted] の流れ)

④ [redacted]
[redacted]
[redacted]



⑤ [redacted]
[redacted]



⑥ [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

⑦ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]



⑧ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

※ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]



⑨ 帰庁後、滞納者に以下の書類を送付する。

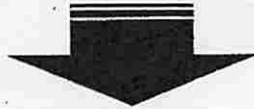
- ・ 差押調書謄本（滞納者用）
- ・ 労働保険料等充当通知書(当日換価した場合のみ)

※ 必ず簡易書留で郵送する。

※ 直接滞納者に交付する場合は、差押調書に受領の署名又は記名押印をもらう。

④差押え ([redacted] の差押えの流れ)

③ [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]



④ [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

※ [redacted]
[redacted]
[redacted]



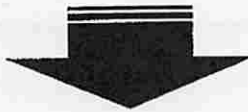
- ⑤ 帰庁後、滞納者に以下の書類を送付する。
- ・ 差押調書謄本（滞納者用）
 - ・ 労働保険料等充当通知書(当日換価した場合のみ)
- ※ 必ず簡易書留で郵送する。
- ※ 直接滞納者に交付する場合は、差押調書に受領の署名又は記名押印をもらう。

差押え後の対応

差押え後の対応は以下の手順で行う。

①

[Redacted text block]



②

[Redacted text block with bullet points]



[REDACTED]

③ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]



④ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]



⑤ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

差押関係書類の電子マニール

本ハンドブックで紹介した[]照会文書及び滞納様式については、電子媒体を労働保険適用徴収システムに掲載している。

【掲示場所】

(労働保険適用徴収システム)

情報共有フォルダ

→ 00 本省情報共有領域 (業務関係)

→ [各種様式]